

横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引 目次

第1編 概要

- 1 横浜市開発事業の調整等に関する条例の手続フロー2
- 2 所管窓口及び添付図書一覧4
- 3 第18条第2項各号の審査に必要な図書5

第2編 逐条解説

第1章 総則

- 第1条 目的8
- 第2条 定義9
- 第3条 適用除外13
- 第4条 横浜市の責務14
- 第5条 開発事業者の責務14
- 第6条 公益上必要な開発行為を行う者の責務15
- 第7条 住民の責務15

第2章 開発事業に係る手続

第1節 開発構想の住民への周知、意見の聴取等

- 第8条 (削除)16
- 第9条 標識の設置16
- 第10条 (削除)18
- 第11条 住民への説明18
- 第12条 開発事業の構想に対する意見書の提出27
- 第13条 開発事業計画書の提出等28
- 第14条 開発事業者の見解に対する再意見書の提出31
- 第14条の2 公共施設の管理者等への説明32
- 第15条 開発事業計画書を変更する場合の再手続33

第2節 開発事業の計画に関する市長との協議

- 第16条36

第3節 開発事業の計画の同意等

- 第17条 開発事業の計画の同意38
- 第18条 同意の基準等39
- 第19条 同意又は不同意の通知89
- 第20条 変更の同意90
- 第21条 開発事業の廃止94
- 第22条 同意に基づく地位の承継95
- 第23条 同意の取消し96

第4節 開発事業に関する工事の着手制限等

第 24 条	開発事業の計画の遵守	97
第 25 条	開発事業に関する工事の着手制限	99

第 3 章 都市計画法に基づく開発許可の基準等

第 1 節 都市計画法第 33 条第 3 項の規定による制限の強化

第 26 条	道路の幅員	100
第 27 条	歩車道を分離すべき道路の幅員	100
第 28 条	道路の構造	100
第 29 条	袋路状道路	101
第 30 条	公園、緑地又は広場の設置	101
第 31 条	公園の出入口	101
第 32 条	ごみ収集場を設置すべき開発行為の規模	101

第 2 節 都市計画法施行令第 23 条の 3 ただし書きの規定による開発行為の規模

第 33 条		102
--------	--	-----

第 3 節 都市計画法第 33 条第 4 項の規定による予定される建築物の敷地面積の最低限度

第 34 条		102
--------	--	-----

第 4 節 都市計画法第 34 条第 5 項の規定による景観計画に定められた開発行為についての制限

第 35 条		103
--------	--	-----

第 4 章 雑則

第 36 条	指導又は助言	105
第 37 条	開発事業の台帳	106
第 38 条	勧告	107
第 38 条の 2	公表	107
第 39 条	命令	108
第 40 条	報告等の徴収及び立入検査	109
第 41 条	委任	109

第 5 章 罰則

第 42 条	罰則	110
第 43 条	両罰規定	110

第 3 編 参考資料

1	横浜市開発事業の調整等に関する条例	112
2	横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則	121
3	横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則に定める様式	125
4	横浜市開発事業の調整等に関する条例施行規則に定める様式以外の様式	140